

家畜衛生便り

No.362

令和2年11月26日

徳島県家畜防疫衛生センター
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎
徳島県吉野川市鴨島町麻植塚
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎
三好郡東みよし町中庄
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページ URL
http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014_022000090/

福岡県・兵庫県の養鶏場でも 高病原性鳥インフルエンザが発生 今年10例目、3県に拡大！！

令和2年11月25日、福岡県及び兵庫県の養鶏場において、新たに高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

今月5日に、香川県で第1例目の発生が確認されて以降、短期間のうちに3県の10農場で発生が続く、これまでに例を見ない状況であることから、「全国いずれの地域においても発生リスクが極めて高い」という強い危機感を持って、これまで以上に念入りな防疫対策の強化、徹底を図ることが重要です。

養鶏関係者の皆様方におかれましては、改めて警戒態勢を強化し、飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。

国内での発生状況（令和2年11月25日現在）



本病の発生防止に万全を期するため、以下の事項の確実な実施について、ご協力をよろしくお願いします。

- 1 異常家さんの早期発見，早期通報にご留意ください。
鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡率の急増等，鳥インフルエンザを疑う状況があれば，直ちに，家畜保健衛生所に通報してください。
- 2 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止の徹底をお願いします。
鶏舎や防鳥ネットに破損があった場合は，速やかに修繕してください。
- 3 農場に出入する車両の消毒（動力噴霧器による消毒）や鶏舎周囲，農場敷地内の消毒（石灰消毒）を徹底してください。
- 4 飼育鶏の飲料水に，地表水（谷川，池など）を利用している場合は，必ず消毒を実施してください。
- 5 作業用衣類や長靴は，必ず鶏舎毎に専用のものを使用するとともに，鶏舎への出入りに際しては，消毒を徹底してください。
- 6 農場に出入りする人・車両については必ず記録をとり，県外車両については消毒証明書の確認等を実施してください。

関係者全員が一致協力し，高病原性鳥インフルエンザの発生防止に努めましょう！

<連絡先>

西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 0883-24-2029
東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。